ホ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 第二十九条 (略) 一 (略) (利用者に対する情報の提供)	(登録申請書の添付書類) 第六条 (略) 一~十四 (略) 十五 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面 五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者が法第第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 決措置の内容	改正案
(新設) (利用者に対する情報の提供)	(登録申請書の添付書類) (登録申請書の添付書類) (新設)	現

(1) 第五十一条の一 定紛争解決機関の商号又は名称 結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指 指定紛争解決機関が存在する場合 第 項 第 号に定める手続実施基本契約を締 当該資金移動業者が法

(2) 争解決措置の内容 法第五十一条の二第 指定紛争解決機関が存在しない場合 一項第二号に定める苦情処理措置及び紛 当該資金移動業者の

その他当該為替取引の内容に関し参考となると認められる事

(略)

項

(略)

前号イからホまでに掲げる事項

口

ハ~ホ (略)

(略)

四~六

2

(略)

三 前項第一号ロからホまでに掲げる事項

(略)

(社内規則等)

第三十二条 資金移動業者は、その業務の内容及び方法に応じ、資金 行を確保するための措置 移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂 (当該資金移動業者が講ずる法第五十一条

> ホ (略)

(略)

(略)

前号イからニまでに掲げる事項

ハ~ホ (略)

2 略)

(略)

三 前項第一号ロからニまでに掲げる事項

四~六 (略)

(社内規則等)

第三十二条 資金移動業者は、その業務の内容及び方法に応じ、 な遂行を確保するための措置 金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実 (犯罪を防止するための措置を含む 資

務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。る研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業置を含む。)に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対すの二第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措

(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

して内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。 第三十二条の二 法第五十一条の二第四項に規定する苦情処理措置と

一次に掲げるすべての措置を講じること。

担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任分回 資金移動業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂

業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。
ハ 資金移動業関連苦情の申出先を利用者に周知し、並びにイの

又は第二十五条に規定するあっせんにより資金移動業関連苦情の二 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第一項

運営されるための十分な体制を整備しなければならない。、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が。)に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修

(新設)

処理を図ること。

- で定める措置は、次の各号のいずれかとする。
 2 法第五十一条の二第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令
- テ護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十三条第一項に 対資金移動業関連紛争(法第百一条第一項において読み替えて準 関でする機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続によ をする機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続によ が資金移動業関連紛争(法第百一条第一項において読み替えて準 の資金移動業関連紛争(法第百一条第一項において読み替えて準 のである。
- 紛争の解決を図ること。一 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあ
- 決を図る手続により資金移動業関連紛争の解決を図ること。 三 令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解
- するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛四 資金移動業関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行

の解決を図ってはならない。
する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関連紛争らず、資金移動業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施が一項第五号及び前項第四号に限る。)の規定にかかわ

ない法人
終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過し
・ 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を

から五年を経過しない法人は令第二十四条各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又

ずれかに該当する者がある法人うべき者を含む。以下この号において同じ。)のうちに、次のいっべき者を含む。以下この号において同じ。)のうちに、次のい二、その業務を行う役員(役員が法人であるときは、その職務を行

くなった日から五年を経過しない者より刑に処せられ、執行を終わり、又は執行を受けることがなイ、禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定に

過しない者又は令第二十四条各号に掲げる指定を取り消された内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経る指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以 法第百条第一項の規定により法第九十九条第一項の規定によ

三十日)から施行する。 年法律第五十八号)附則第一条第六号に定める日(平成二十二年九月 この府令は、 附 あった者でその取消しの日から五年を経過しない者 法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員で 則 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十一

改正案	現
別紙様式第19号(第34条第1項関係) (日本工業規格A4) (第1面)	別紙様式第19号(第34条第1項関係) (日本工業規格A4) (第1面)
事業報告書 年月日から 第期 年月日から	事業報告書 年月日から 第期 年月日おで
年 月 日 金融庁長官 殿 住 所	年 月 日 金融庁長官 殿 住 所
商 号 代表者の	商号代表者の
氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。	氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。
第1 事業概況書 1 事業の概要 2 営業所の増減 3 取締役等及び職員の増減 4 資金移動業の状況 5 苦情処理及び紛争解決の状況 第2 資金移動業に係る収支の状況	第1 事業概況書 1 事業の概要 2 営業所の増減 3 取締役等及び職員の増減 4 資金移動業の状況 5 苦情処理及び紛争解決の状況 第2 資金移動業に係る収支の状況

(第2面)

 第1
 第
 期
 目から
 事業概況書

 年月日まで

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 営業所の増減

	<u> </u>	分	前	期	末	当	期	末	増減(△)
逌	業	所							
	計								

3. 取締役等及び職員の増減

松神及寺及り神真の相談						
	区	分		前期末	当 期 末	増減 (△)
	取	締	役	うち非常勤()	うち非常勤()	
取	会	計 参	与			
取締役等	監	查	役	うち非常勤()	うち非常勤()	
	執	行	役			
		計				
	事	務	系			
職員	庶	務	系			
		計				
	合	計				

(記載上の注音)

1.「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数

- 2. 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 3.「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 4.職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のとおり記載すること。 当期末における出向職員数 人

 第1
 第 期
 年 月 日から 事業概況書 年 月 日まで

(第2面)

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 営業所の増減

	区	分	前	期	末	当	期	末	増減 (△)
営	業	所							
	計								

3. 取締役等及び職員の増減

ა.	収押で等及び報貨の指摘						
		区	分		前 期 末	当 期 末	増減(△)
		取	締	役	うち非常勤()	うち非常勤()	
	取	会	計 参	与			
	取締役等	監	查	役	うち非常勤()	うち非常勤()	
		執	行	役			
			計				
		事	務	系			
	職員	庶	務	系			
			計				
		合	計				

(記載上の注意)

1.「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数

- 2. 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 3.「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 4.職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のとおり記載すること。 当期末における出向職員数 人

(第3面)	(第3面)
-------	-------

4. 資金移動業の状況

年間取扱件数 (件)	
年間取扱金額(円)	
1件あたりの平均取扱金額(円)	

5. 苦情処理及び紛争解決の状況

(記載上の注意)

指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は 名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

第2 資金移動業に係る収支の状況

(単位:百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

- 1. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
- 2. 所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をいう。

\Box	1
$\mathbb{C}I$	—

4. 資金移動業の状況

年間取扱件数 (件)	
年間取扱金額(円)	
1件あたりの平均取扱金額(円)	

5. 苦情処理及び紛争解決の状況 (新設)

第2 資金移動業に係る収支の状況

(単位:百万円)

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

- 1. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
- 2. 所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をいう。

以 上

別紙様式第20号(第34条第1項関係) 別紙様式第20号(第34条第1項関係) (日本工業規格A4) (日本工業規格A4) (第1面) (第1面) 告 書 告 月 月 目から 目から 日まで 月 日まだ 年 月 日 年 月 日 金融庁長官 金融庁長官 住 所 住 所 商号 代表者の氏名 代表者の氏名 国内における 国内における 代表者の氏名 代表者の氏名 年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告しま 年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告しま す。 目 次 目 次 第1 事業概況書 第1 事業概況書 1 事業の概要 1 事業の概要 2 営業所の増減 2 営業所の増減 3 役職員の増減 3 役職員の増減 4 資金移動業の状況 4 資金移動業の状況 5 苦情処理及び紛争解決の状況 5 苦情処理及び紛争解決の状況 第2 資金移動業に係る収支の状況 第2 資金移動業に係る収支の状況

(第2面)

 第1
 第
 期
 日から

 事業概況書

 年
 月
 日まで

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 営業所の増減

	区	分	前	期	末	当	期	末	増減(△)
営	業	所							
	計								

3. 役職員の増減

1又4联	貝の増例	(
	区	分		前期末	当 期 末	増減(△)
木	取	締	役	うち非常勤()	うち非常勤()	
邦	会	計 参	与			
本邦取締役等	監	查	役	うち非常勤()	うち非常勤()	
等	執	行	役			
		計				
本邦	事	務	採			
一般職員	庶	務	系			
員		計				
	合	計				

(記載上の注意)

- 1.「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数につ
- いては、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数

Y

- 2. 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 3.「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 4. 職員計のうち、本国からの派遣職員については、欄外に次のとおり記載すること。 当期末における本国からの派遣職員数 人(うち取締役等 人)

	日から)	月	年			
事業概況				期	第	第1
	日まで	月	年			
	J			(

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

(第2面)

2. 営業所の増減

	区	}	前期末	当 期 末	増減 (△)
営	業	所			
	計				

3. 役職員の増減

	区	· <u>**</u> 分		前期末	当 期 末	増減(△)
*	取	締	役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()	
邦	会	計 参	与			
本邦取締役等	監	查	役	うち非常勤()	うち非常勤()	
等	執	行	役			
		計				
本邦	事	務	系			
一般職員	庶	務	系			
員		計				
	合	計				

(記載上の注意)

- 1.「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数につ
- いては、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数

- 2. 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 3.「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 4.職員計のうち、本国からの派遣職員については、欄外に次のとおり記載すること。 当期末における本国からの派遣職員数 人(うち取締役等 人)

四取极件数 (万件)	中間取扱件数 (万件)	接触数 (万件) 接換数 (百万円) 1件あたりの平均取扱金額 (円) 5. 苦情処理及び紛争解決の状況 (新設) 第2 管金移動業に係る収支の状況 (日本国内における管金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(予想) (単位:百万円) 第2 管金移動業に係る収支の状況 (日本国内における管金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 単位:百万円) 単位:百万円) 東位・百万円) 東位・百万円) 東位・百万円) 東位・百万円) 東位・百万円) 東位・百万円) 東位・一百万円) 東位・一般管理費 東大地利益 東北地利益 東北和利益 東北和和本和和和本和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和					(第	等3面)					
取扱性数 (万件)	取扱件数 (万件)	接触 (万件) 接換 (万件) 上間取扱金額 (万円) 1件あたりの平均取扱金額 (円) 5. 苦情処理及び紛争解決の状況 (新設) 第2 管金移動業に係る収支の状況 (日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 期(実統) 期(予想) 売上総利益	金移動業の状況					4	資金移動業の状況				
雨散扱金額(百万円)	雨散扱金額(百万円)	中間取扱金額(百万円)		,									
作処理及び紛争解決の状況	作処理及び紛争解決の状況	1件あたりの平均取扱金額 (円) 1件あたりの平均取扱金額 (円) 1件あたりの平均取扱金額 (円) 1件あたりの平均取扱金額 (円) 1件あたりの平均取扱金額 (円) 5. 苦情処理及び紛争解決の状況 (新設) 5. 苦情処理及び紛争解決の表記載すること。 1件の (本位) (本位) (本位) (本位) (本位) (本位) (本位) (本位)											
<u> </u>	<u> </u>	かき											
<u>歳上の注意)</u> 富定移争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の高号又は 称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決機関の高号又は 称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決機関の高号又は で	<u>歳上の注意)</u> 富定移争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は 条、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては皆使理措置及び紛争解決機関の商号又は 条、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては皆使理措置及び紛争解決構置の内容を記載すること。 (単位:百万円) (単位:百万円) 上高 上原価 上原価 上総利益 た費・一般管理費 栗心契資金 入調達	の注意) 労働業人機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は 指定給争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理排置及び紛争解決推置の内容を記載すること。 移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) (単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(天想) 期(予想) 第2 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 第2 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 第2 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 第2 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 第2 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 第上高 期(実績) 期(実績) 期(天想) 売上高 売上原価 売上総利益 販売費・一般管理費 第業利益 原実必要質金 日本国地 建業利益 原理必要資金 日本国地 日本国地 日本国地 日本国地 日本国地 日本国地 日本国地 日本国地								,			
<u> </u>	<u> </u>	2	情処理及び紛争解決	夬の状況				5		央の状況			
指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は 旅、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円)	指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は 旅、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 上高 上原価 上原価 上総利益 売き・一般管理費 業利益 要必要資金 入調達	<u> </u>							(新設)				
指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては手術実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は 係、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) (単位:百万円) 上高 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 上席 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 上原価	指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては手徳実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は 係、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦悔処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円)	<u> </u>											
音定紛争解決機関が存在しない場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は 株 指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る)	音定紛争解決機関が存在しない場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は 株 指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る)	<u> </u>											
指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は 旅、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円)	指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は 旅、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 上高 上原価 上原価 上総利益 売き・一般管理費 業利益 要必要資金 入調達	<u> </u>	載上の注意)										
資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 正上高 期(実績) 期(支績) 期(予想) 正上原価 売上原価 売上原価 売上原価 第2 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 売上原価 第2 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 単位:百万円) 元上高 売上高 売上高 売上所価 売上原価 売上原価 売上原価 売上除利益 販売費・一般管理費 営業利益 販売費・一般管理費 営業利益 所要必要資金 借入調達 借入調達 借入調達 借入調達 日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) (単位:百万円) 第2 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 第2 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 売上高 売上高 売上高 売上高 売上所価 売上所価 売上の価 売上総利益 販売費・一般管理費 営業利益 財産・企業利益 財産・企業利益	資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 正上高 期(実績) 期(支績) 期(予想) 正上原価 売上原価 売上原価 売上原価 第2 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 売上原価 売上原価 売上原価 売上原価 売上原価 売上原価 売上原価 売上原価 売上解刊益 販売費・一般管理費 世業利益 販売費・一般管理費 営業利益 所要必要資金 借入調達 借入調達 借入調達 借入調達	第2 資金移動業に係る収支の状況(日本国内における資金移動業に係るものに限る) (単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 高価	指定紛争解決機関が存										
(単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 正上高 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(支積) 期(予想) 売上高 売上高 売上原価 売上原価 売費・一般管理費 販売費・一般管理費 営業利益 営業利益 変必要資金 所要必要資金 所要必要資金 入調達 借入調達	(単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 正上高 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(支積) 期(予想) 売上高 売上高 売上原価 売上・総利益 売上総利益 販売費・一般管理費 販売費・一般管理費 業利益 営業利益 要必要資金 所要必要資金 入調達 借入調達	(単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(字種) 期(字積) 期(実績) 期(実績) 期(字種) 期(字種) 売上高 売上原価 売上原価 売上総利益 下・一般管理費 販売費・一般管理費 営業利益 所要必要資金 所要必要資金 所要必要資金 借入調達 増資調達	<u> </u>	が存在しない場合	にあっては苦情処理	措置及び紛争解決措	i置の内容を記載すること。	_					
(単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 上高 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 売上高 売上高 売上高 売上原価 売費・一般管理費 販売費・一般管理費 営業利益 変必要資金 所要必要資金 所要必要資金 入調達 日本	(単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 上高 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 売上高 売上高 売上高 売上除利益 売上総利益 販売費・一般管理費 販売費・一般管理費 業利益 営業利益 所要必要資金 入調達 借入調達 日本	(単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(字種) 期(字積) 期(実績) 期(実績) 期(字種) 期(字種) 売上高 売上原価 売上原価 売上総利益 下・一般管理費 販売費・一般管理費 営業利益 所要必要資金 所要必要資金 所要必要資金 借入調達 増資調達											
(単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 上高 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(支積) 期(支積) 期(予想) 売上高 売上高 売上原価 売上原価 売上総利益 売費・一般管理費 監視 販売費・一般管理費 営業利益 営業利益 要必要資金 所要必要資金 所要必要資金 所要必要資金 入調達	(単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 上高 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 売上高 売上高 売上原価 上総利益 売上総利益 販売費・一般管理費 販売費・一般管理費 営業利益 要必要資金 所要必要資金 所要必要資金 所要必要資金 入調達	(単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(字種) 期(字積) 期(実績) 期(実績) 期(字種) 期(字種) 売上高 売上原価 売上原価 売上総利益 下・一般管理費 販売費・一般管理費 営業利益 所要必要資金 所要必要資金 所要必要資金 借入調達 増資調達											
(単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(支積) 期((単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 上高 期(実績) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 売上高 売上高 売上原価 上総利益 売上総利益 売上総利益 販売費・一般管理費 原費・一般管理費 ご業利益 要必要資金 所要必要資金 所要必要資金 所要必要資金 入調達 日本の 日本の	(単位:百万円) 期(実績) 期(実績) 期(予想) 売上高 売上高 売上原価 売上原価 売上原価 売上総利益 販売費・一般管理費 販売費・一般管理費 営業利益 所要必要資金 所要必要資金 所要必要資金 付入調達 増資調達	資金移動業に係る中	反支の状況(日本	:国内における資金:	移動業に係るもの	いに限る)	第	52 資金移動業に係る4	又支の状況(日本	国内における資金	移動業に係るもの	に限る)
上高 売上高 上原価 売上原価 上総利益 売上総利益 売費・一般管理費 販売費・一般管理費 業利益 営業利益 要必要資金 所要必要資金 入調達 借入調達	上高 売上高 上原価 売上原価 上総利益 売上総利益 売費・一般管理費 販売費・一般管理費 業利益 営業利益 要必要資金 所要必要資金 入調達 借入調達	売上高 売上原価 売上原価 売上原価 売上原価 売上総利益 販売費・一般管理費 営業利益 所要必要資金 商達 借入調達 増資調達											(単位:百万円)
上原価 売上原価 上総利益 売上総利益 売費・一般管理費 販売費・一般管理費 業利益 営業利益 要必要資金 所要必要資金 入調達 借入調達	上原価 売上原価 上総利益 売上総利益 売費・一般管理費 販売費・一般管理費 業利益 営業利益 要必要資金 所要必要資金 入調達 借入調達	売上原価 売上原価 売上原価 売上原価 売上原価 売上原価 売上原価 売上原価 売上総利益 販売費・一般管理費 ヴェー般管理費 ヴェー般管理費 ヴェール管理費 ヴェールを受資金 ボールのでは、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、」」 ヴェールをでは、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、」」 ヴェールをでは、「一般では、「」」」」」」」は、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「」」」」」」」」は、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「		期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)			期(実績)	期 (実績)	期(実績)	期 (予想)
上総利益 売上総利益 売費・一般管理費 販売費・一般管理費 営業利益 営業利益 要必要資金 所要必要資金 人調達 借入調達	上総利益 売上総利益 売費・一般管理費 販売費・一般管理費 業利益 営業利益 要必要資金 所要必要資金 人調達 借入調達	売上総利益 売上総利益 販売費・一般管理費	上高						売上高				
売費・一般管理費 販売費・一般管理費 業利益 営業利益 要必要資金 所要必要資金 人調達 借入調達	売費・一般管理費 販売費・一般管理費 業利益 営業利益 要必要資金 所要必要資金 人調達 借入調達	版·一般管理費 販売費·一般管理費 以益 営業利益 所要必要資金 所要必要資金 借入調達 增資調達	上原価						売上原価				
業利益 営業利益 要必要資金 所要必要資金 人調達 借入調達	業利益 営業利益 要必要資金 所要必要資金 人調達 借入調達	財益 営業利益 万要資金 所要必要資金 日達 借入調達 財達 増資調達	上総利益			1			売上総利益				
要必要資金 所要必要資金 人調達 借入調達	要必要資金 所要必要資金 人調達 借入調達	A 要資金 所要必要資金 B達 借入調達 B達 增資調達	売費・一般管理費						販売費·一般管理費				
入調達 借入調達	入調達 借入調達	開達 借入調達 財達 増資調達	業利益						営業利益				
		a達 増資調達 増資調達	要必要資金			1			所要必要資金				
資調達	資調達		入調達						借入調達				
		その他	資調達						増資調達				
の他 その他	の他								その他				
	しの注意)			- Laste to the same	羽車業年度の予相な	記載すること。				事業年度の実績と	翌事業年度の予想を	記載すること	
				- 事業年度の実績と									
資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。	資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。	金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。	資金移動業開始後三				:融機関などへの借入金		2. 所要必要資金とは、				融機関などへの借入会
資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。	資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。	1. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。 1. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。 2. 所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金 2. 所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金 医済資金等をいう。	資金移動業開始後三 所要必要資金とは、	営業活動上の必要					2. 所要必要資金とは、				